



日・加物品役務相互提供協定（日加ACSA）



背景

- 日・加物品役務相互提供協定（日加ACSA）は、**自衛隊とカナダ軍隊との間で物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組みを定める**協定。
- カナダから、我が国との間の安全保障面での協力拡大を踏まえACSA締結の提案があり、2011年8月の第1回日加次官級「2+2」対話において交渉開始を決定。
- 2018年4月21日、河野太郎外務大臣とクリスティア・フリーランド加外務大臣との間で署名。



主な内容

本協定の適用対象

- 自衛隊とカナダ軍隊の双方が参加する訓練のための物品役務提供 【第1条1a】
- PKO、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動のための物品役務提供 【第1条1b】
- 外国での緊急事態における自国民等の保護措置又は輸送のための物品役務提供 【第1条1c】
- 連絡調整その他の日常的な活動のための物品役務提供 【第1条1d】
- それぞれの国の法令により物品役務提供が認められるその他の活動のための物品役務提供 【第1条1e】

提供される物品・役務の区分

食料 水 宿泊 輸送 燃料・油脂・潤滑油 被服 通信業務 衛生業務 基地活動支援
保管業務 施設の利用 訓練業務 部品・構成品 修理・整備業務 空港・港湾業務 弾薬

（参考）

我が国が締結済みのACSA

■日米 2016年9月署名
2017年4月発効
※1996年の協定に代わる新協定

■日豪 2017年1月署名
2017年9月発効
※2013年の協定に代わる新協定

■日英 2017年1月署名
2017年8月発効

早期締結の必要性

- 本協定の締結によって、自衛隊とカナダ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することとなる。